

茶の湯体験のよくあるご質問(1)

Q

学校に畳がないが、どのような教室で実施可能か？

家庭科室、活動教室等を利用して、「立礼式(※)」で実施することも可能です。なお、座礼及び立礼ともに水場が近くにある会場が望ましいです。

※立礼(りゅうれい)式:お茶を点てる亭主も、お客も、皆が椅子に座って行うお点前のことです。椅子に座る＝正座をしなくていいので、足が痛い方などでも気軽にできるのが特徴です。

Q

体験授業の所要時間はどの程度か？

講師が点てたお茶を児童・生徒がいただくシンプルなプログラムの場合は、2コマ程度の時間で実施が可能です。

一方、児童・生徒が自らお茶を点てる体験をする場合、事前学習の時間を別途取り入れるなどの工夫により、講師を招聘して体験授業を行う時間は2コマ～実施可能です。

(数日の連続講座として設定することも可能)

Q

一度の体験授業に何名まで参加できるか？

35名程度まで実施可能です。教室の状況や担当講師によっては、それ以上の人数の場合でも実施可能な場合もありますので、学校からの希望を踏まえ、講師と相談させていただきます。

Q

学校の教員に茶道の経験がなく、体験内容を考えることが難しいがどうすればよいか？

初めて茶の湯の体験授業を実施される場合、京都府からコーディネーターを派遣し、学校等と講師の間でスムーズにコミュニケーションが図れるようサポートします。また、学校等が作成する事業計画書等、同コーディネーターが作成をサポートすることにより、可能な限り教員の皆様の負担が増えないよう配慮します。

Q

費用負担はどうなるのか？

講師謝金・旅費、道具類の調達、抹茶、懐紙、黒文字等、茶の湯体験のために直接必要な経費を京都府が負担します。

(ただし、児童・生徒の移動に要する経費や会場費は対象外)

茶の湯体験のよくあるご質問(2)

Q

どういった方に講師に来てもらえるのか？

本事業では、京都で茶文化を伝えてきた表千家、裏千家、武者小路千家、藪内家の各流派にご協力をいただいております。学校等で体験授業を実施したことのある方、あるいはイベント等で一般の方に茶会体験等を実施されたことのある講師の方を中心に派遣させていただきます。

一方、既に学校と関わりのある茶道家の方がいらっしゃる場合、その方を学校にてご指名いただくことで、本事業を活用して当該講師を派遣させていただくことも可能です。

Q

体験授業の実施まで、どの程度の打合せや準備等が必要か？実施後の手続きはどうか？

体験授業本番の1ヶ月～2ヶ月ほど前に講師を学校に招いて、対面での打合せを行います。打合せにて、授業の流れや内容、会場の設え等を相談しながら決定していきます。

この打合せに基づき、実施校にて事業計画書を作成、府へ提出いただくとともに、打合せで決定した学校の準備(教室の掃除や準備物の用意等)を行っていただきます。

体験終了後は、体験内容を記載した事業完了報告書を府へ提出いただき、事業終了となります。

Q

学校ではどういった準備物が必要か？

基本的には、講師や京都府等で準備しますが、以下の物品等を学校からお借りできる場合は、ご相談させていただきます。

・飲み水、電気ケトル、延長コード、やかん、お盆、洗い桶、ホワイトボード、畳(あれば)、茶道具類(あれば) 等

Q

中学校では茶の湯体験はできないのか？

令和7年度は中学校でも実施いただけます。

予算に限度があることから、茶の湯体験は小学校を基本とさせていただいています。ただし、中学校で茶の湯体験の希望があり、予算に余りが生じた場合には、実施させていただきます。

※特別支援学校等(小学部・中学部)では、茶の湯・いけばなを選択可

Q

事業を活用するための具体の照会はいつ頃行われるのか？

令和7年2月以降に各学校等に対して、事業活用を希望されるか照会をさせていただく予定です。

Q

どのような科目で実施されることが多いのか？

総合的な学習の時間、道徳、社会(歴史)と紐づけて実施されることが多いですが、それ以外にも、英語や家庭、図画工作、さらにクラブ活動での実施等、学校等の実情に応じて選択していただくことが可能です。